

各事業者の削減車両数の算出方法

京浜交通圏全体削減率の算出

(1) 基準車両数の合計 (※1)	—	適正車両数の上限 (※2)	=	京浜交通圏全体削減車両数
7743	—	6379	=	1364
(2) 京浜交通圏全体削減車両数	÷	基準車両数の合計 (※1)	=	各社の削減率
1364	÷	7743	=	17.62%

※1:各事業者の基準車両数のうちの最大車両数の合計

※2:適正車両数公示(27年8月10日付け)による上限

※3:各事業者が基準車両数より取り組んできた削減率の実績

小数点以下については、第5位を四捨五入して第4位までを求めている

各事業者の削減車両数の算出 (基準車両数が①及び②の場合)

(例) 基準車両数: 80両、タクシー現在保有車両数: 70両の場合

(1) 基準車両数①もしくは②のいずれか多い車両数	—	タクシーの現在保有車両数	=	実績削減車両数	
80	—	70	=	10	
(2) 実績削減車両数	÷	基準車両数①もしくは②のいずれか多い車両数	=	実績削減率 (※3)	
10	÷	80	=	0.125	
(3) 各社の削減率	—	実績削減率 (※3)	=	削減率	
0.1762	—	0.125	=	0.0512	
(4) 基準車両数①もしくは②のいずれか多い車両数	×	削減率	=	各事業者削減目標率	切り捨て
80	×	0.0512	=	4.0960	≒ 4

各事業者の削減車両数の算出 (基準車両数が③の場合)

(例) 基準車両数: 80両、タクシー現在保有者両数: 70両、その他ハイヤー現在保有車両数3両の場合

(1) 基準車両数③の車両数	—	タクシー及びその他ハイヤーの現在保有車両数	=	実績削減車両数	
80	—	73	=	7	
(2) 実績削減車両数	÷	基準車両数③の車両数	=	実績削減率 (※3)	
7	÷	80	=	0.0875	
(3) 各社の削減率	—	実績削減率 (※3)	=	削減率	
0.1762	—	0.0875	=	0.0887	
(4) 基準車両数③の車両数	×	削減率	=	各事業者削減目標率	切り捨て
80	×	0.0887	=	7.0960	≒ 7

供給削減実施までの流れ

…各事業者において実施

